

地方創生に資する「地域情報化大賞 2015」表彰事例の募集 応募要領

1. 目的

我が国が抱える様々な課題（人口減少、少子高齢化、医師不足、災害対応、地域経済の衰退等）を解決するため、それぞれの地域において様々な取組がなされています。

このなかでも、地域の自律的な創意・工夫に基づいて、ICT（情報通信技術）を利活用して地域の課題の解決に取り組んでいる先進的な事例を発掘し、優れた事例を表彰することにより、地域課題の解決に資するICTの利活用を普及促進していくことを目的とします。

2. 募集対象

(1) 募集対象

自治体やNPO、地域団体、民間企業等が、地域の自律的な創意・工夫に基づいて、ICTを利活用し、地域課題の解決に取り組んでいる先進的な事例

（例）移住促進、育児支援、シニア人材活用、災害対応、医療サポート、教育の情報化、行政効率化、観光振興、地場産業活性化、農林水産業の効率化、雇用創出 等

(2) 募集部門

1) 地域活性化部門（公共部門）

自治体やNPO等が、ICTを利活用して行う地域活性化に資する公共的な取組事例

2) 地域サービス創生部門（民間部門）

民間企業等が、ICTを利活用して行う新たな地域サービスやアプリの創出を通じた地域経済の好循環に資する取組事例

3. 応募方法

(1) 応募方法

別添の応募様式1、2に必要事項を記入し、電子メール又は郵送により、地域情報化事例表彰事務局宛に提出してください。なお、電子メールによる提出にあたっては8MBを超えたものは受信できませんので、その際は事務局にご相談ください。郵送の場合は、応募様式の電子ファイルを記録したCD-Rを同封して提出してください。

自薦・他薦どちらでも応募できます（ただし、他薦の場合は、被推薦者にご一報した上で推薦して下さい。）。

また、事務局にて応募を確認しましたら、送信元のメールアドレスに対し、一両日中に受取確認のメールを送信します。受取確認のメールが届かない場合には、お電話等で事務局までご連絡下さい。

なお、表彰事例につきましては、提出頂いた様式2を、総務省ホームページ等で公開する場合がございますので、予めご了承下さい。

(2) 応募期間

平成27年10月9日（金）～平成27年11月13日（金）（必着）

【提出先及びお問い合わせ先】

住 所：東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省情報流通行政局地域通信振興課内

地方創生に資する「地域情報化大賞2015」事務局宛

連絡先：03-5253-5758

chiiki_johoka_hyosho@ml.soumu.go.jp

※提出の際は@を半角にして下さい。

4. 審査方法

(1) 審査会

学識経験者等から構成される「審査会」を開催します。

(2) 審査方法

1) 一次審査

応募のあった地域情報化事例を、審査会において審査し、二次審査（プレゼンテーション）に進む10件程度を選定します。二次審査に進む事例については、プレゼンテーションの準備に必要な期間を考慮し、十分な余裕を持って個別にご連絡します。

2) 二次審査

一次審査で選定された10件程度について、平成28年1月に開催予定の地域情報化アドバイザーミーティング^{*}においてプレゼンテーションを行っていただき、地域情報化アドバイザーによる投票行います。

地域情報化アドバイザーの投票結果を参考として、審査会により表彰事例を選定します。

※地域情報化アドバイザーミーティング：総務省では、ICTを利活用して地域の課題解決に取り組む自治体等に対し、地域情報化に知見・ノウハウを持つ民間有識者等を地域情報化アドバイザーとして委嘱し、派遣しています。年一回、地域情報化アドバイザーが一堂に会し行われるのが地域情報化アドバイザーミーティングです。

(3) 審査基準

独創性・先進性	他の模範となるような先進的かつ、地域の自律的な創意工夫に基づくユニークな取組であるか 等
継続性	一過性のものではなく、持続的に効果や実績が発現・定着している取組であるか 等
横展開	他の地域へ取組効果が拡がることが期待できる取組であるか

	等
ICT 利活用	ICT を効果的に利活用している取組であるか、ICT の寄与度が大きい取組であるか 等
住民等との連携・協力	地域内、地域外、官と民など、プロジェクトの連携、協力が図られている取組であるか 等
波及効果	地域経済の活性化、雇用の創出、新たな地域文化の創造、地域の知名度やイメージの向上につながる取組であるか、それらが定量的に示されているか 等
その他	その他、特に優れた点があるか 等

※上記を総合的に審査します。但し、独創性・先進性等の観点で著しく優れた事例については表彰対象として審査する可能性があります。

5. 表彰

(1) 表彰の種類

審査により特に優秀と認められる応募事例に対して、下記の表彰種別で表彰し、賞状を授与します。

- | | |
|------|--|
| ・大賞 | 1 件程度：応募のあった事例のうち、最も優れた事例 |
| ・部門賞 | 各部門 1 件程度：それぞれの部門において、特に優れた事例 |
| ・その他 | 数件程度：部門を問わず優れた事例及び特定の評価分野において著しく優れた事例等 |

(2) 表彰式

来年 3 月頃に表彰式を開催する予定です。表彰者には、別途連絡します。

6. その他

- (1) 提出いただいた応募資料について、後日、事務局から内容等の問い合わせを行う場合があります。
- (2) 応募のために提出いただく CD-R 及び郵送料等一切の費用は、応募者の負担とします。
- (3) 表彰事例については、全国へ優良事例として紹介していくため、広報・PR 活動、各種イベント等へのご協力をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (4) 審査に当たり、応募内容に虚偽又は表彰事例としてふさわしくない事実があったと認められた場合には、表彰の取り消し等を行う場合があります。
- (5) 暴力団、暴力団員、右翼団体、その他これに準ずる者（以下、「反社会的勢力等」）、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営、経営に協力もしくは関与する等、反社会的勢力等との何らかの交流、関与を行っていると主催者が判断した方のご応募はお断りいたします。